

また、N・Yの弁護士試験(NY bar)は英語で行われるということも、私にとってはハードルでした。NY barは、米国のロースクールを5月の上旬に卒業後、2か月半程度で、憲法をはじめとする基本8法そしてNY州法のうち7分野を叩き込み、2日間の試験に臨むという短期決戦でした。

受験後、全く手応えがなかったので、再受験を覚悟したものの、試験準備は体力的にも精神的にも厳しいなと考えていたところ、思いがけず合格通知を手にして、とにかくホッとしたことを覚えております。

私にとっては、NY barも司法試験もどちらも難易度の高い試験で、トラウマ体験でしかありませんでした(笑)。

ハツ尾 米国のタックスロイヤーは、弁護士と公認会計士の資格を持っている人が多いと聞いています。

タックスロイヤーは、資産家を相手にビジネスをすることが多いので、高所得者であると聞いています。したがって、優秀な弁護士は、タックスロイヤーになるとも言われています。

昔の米国の映画ですが、1993年にトム・クルーズ主演の「ザ・ファーム(法律事務所)」を観たとき、租税回避地のケイマン諸島が舞台になっていたのを覚えています。

ところで、酒井先生は、旧司法試験最後の受験者ということですが、日本でロースクールが導入された時に、私は、摂南大学の経営情報学部にいたのですが、恩師の清永敬次先生から近畿大学の法学部に来ないかという誘

いを受けました。その時、近畿大学も他の大学同様に、ロースクールを設立し、租税法も新しい司法試験下で、選択科目になっていました



↑酒井ひとみ氏

ので、租税法の先生が必要だったのでしょう。それまで、近畿大学の法学部では、占部裕典教授が租税法を教えていたのですが、その引継ぎの際に、占部教授から「ハツ尾さん、法学部で5年間、教授等を勤めれば、弁護士の資格をもらえますよ」と、教えてもらいました。

しかし、新しいロースクール制度が導入されて、この「特典」は廃止されたので、結局、弁護士資格はもらえませんでした(笑)。

余談ですが、近畿大学で辞令を貰う時に、その控え室で座っていたら、後方の経済学部の席で、よく喋る女性がいました。その女性が、昨年の自民党の総裁選に立候補した高市早苗氏でした。当時、彼女は、落選中でしたので、近大に来られたのです。

矢内 酒井先生の著書「国際相続の法務と税務」(共著(税務研究会出版局、2014年刊))が出版されて、約10年が経ちますが、酒井先生が司法試験に合格された後、国際相続に興味を持たれたのは、何か背景があるのですか。

酒井 企業法務を専門とすることを志し、